第六十七条の三十二　法第八十八条第十四項の規定により読み替えられる法第八十七条の二第八項及び第九項の農林水産省令で定める事項は、第六十七条の九各号に掲げるものとする。

第六十七条の三十三　法第八十八条第十六項の農林水産省令で定める重要な部分は、主要工事計画及び事業費で主要工事計画に係るもののうち農林水産大臣が定めるものとする。

第六十七条の三十四　法第八十八条第十六項の変更後の土地改良事業の計画の概要には、第三十八条の三第一項の規定を準用する。

第六十七条の三十五　法第八十八条第十六項の規定により変更後の土地改良事業計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由及び第六十七条の三十七に規定する事項を示すには、書面によらなければならないものとする。

第六十七条の三十六　法第八十八条第十六項の同意は、書面により表示されなければならないものとする。

2　前項の同意をする場合は、法第八十八条第十七項各号に掲げる者の意見を記載した書面を前項の同意書に添付しなければならない。

第六十七条の三十七　法第八十八条第十六項の農林水産省令で定める事項は、第六十七条の九各号に掲げるものとする。

第六十七条の三十八　法第八十八条第十七項の意見は、書面により表示されなければならないものとする。

第六十七条の三十九　法第八十八条第十八項において準用する法第五条第七項、法第八条第二項、法第八十七条第五項、法第八十七条の二第八項及び法第八十七条の三第四項の場合には、それぞれ第十条、第十五条、第五十九条、第六十一条の五の三並びに第六十五条及び第六十六条の規定を準用する。

第六十七条の四十　法第八十八条第十八項の規定により読み替えられる法第八十七条の二第八項及び第九項並びに法第八十七条の三第六項の農林水産省令で定める事項は、第六十七条の九各号に掲げるものとする。

第六十七条の四十一　法第八十八条第十九項の農林水産省令で定める重要な部分は、第三十八条の二第一項に規定するものとする。

第六十七条の四十二　法第八十八条第十九項において準用する法第八条第二項及び法第八十七条第五項の場合には、それぞれ第十五条及び第五十九条の規定を準用する。

第六十七条の四十三　法第八十八条第十九項の規定により読み替えられる法第八十七条の四第二項の農林水産省令で定める事項は、第六十七条の九各号に掲げるものとする。

第六十八条　法第八十八条第十九項の規定により読み替えられる法第八十七条の四第二項の農林水産省令で定める場合は、当該緊急耐震工事計画の変更により、当該土地改良事業による変更後の農業用用排水施設に係る予定管理方法等の変更を要しない場合とする。

（削る）

（削る）

第六十八条の四　法第八十九条の二第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第八十七条第五項の規定による公告には、第五十九条の規定を準用する。

第六十一条の十三　法第八十七条の三第十五項の規定により読み替えられる法第八十七条の二第八項及び第九項の農林水産省令で定める事項は、第六十一条の八の三各号に掲げるものとする。（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（急施の場合）

第六十二条　法第八十八条第一項の応急工事計画には、第四十条の規定を準用する。

第六十三条から第六十八条まで　削除

第六十八条の四　法第八十九条の二第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第八十七条第五項の規定による公告には、第十六条の規定を準用する。